公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター
令 和 ８ 年 度　　事　　業　　計　　画

Ⅰ　事　業　方　針

中小零細事業者が多い生衛業では、少子高齢化の進展等に伴う労働力や後継者不足、物価高騰の常態化などの影響が深刻となっており、依然として厳しい経営環境が続いている。また、現在、中東情勢の緊迫化により原油価格が急上昇するなど、日本経済の先行きは不透明との指摘もされており、その影響も懸念される。

こうした中、生衛業の健全な経営を維持し活性化していくためには、人材の確保や後継者の育成、物価高騰等に対応する収益力の向上などの課題を解決していくことが急務となっている。

そこで、千葉県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）は、国、県等の行政機関や全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）等と連携し、昨年度に引き続き、相談指導事業をはじめ、経営情報の収集・提供など各種事業を着実に行い、生衛業営業者及び生活衛生同業組合の活性化につながる支援を継続して実施していく。

Ⅱ　事　業　内　容

１　会議の開催

会　　議　　名	開催予定	会　　議　　の　　内　　容
評　議　員　会	６月下旬	定時評議員会
理　　事　　会	６月初旬	１　事業報告　２　決算　３　評議員会の開催 ４　業務執行状況の報告
	６月下旬	１　理事長、副理事長及び常務理事の選定
	３月	１　補正予算　　２　事業計画　３　予算 ４　業務執行状況の報告
生活衛生同業組合 事務局長会議	４月 ８月 １２月	１　事務処理等の打ち合わせ ２　組合加入促進対策の協議 ３　その他

この表に掲げるもののほか、評議員会、理事会は、定款に定めるところにより必要に応じ随時開催する。

また、全国センターが開催する経営指導員会議や都道府県指導センター理事長会議等へ参加することなどにより情報収集に努めるものとする。

２　国　庫　補　助　事　業

（１）相談指導事業

ア　中央相談室運営事業

経営指導員３名、事務職員１名を常時配置するほか、税理士、中小企業診断士、経営特別相談員等による相談指導を行う。

相談指導の内容は、次のとおりとする。

（ア）生衛業事業者に対する経営、税務、労務等の相談指導
（イ）日本政策金融公庫の融資の相談指導
（ウ）その他、経営全般に関する相談指導

なお、昨年度に引き続き、経営支援を行うほか、各組合が実施するセミナー等の開催を支援する。また、税理士による無料税務相談、法律相談も引き続き実施する。

イ　生衛業に関する諸資料の収集と情報の提供

中小企業支援を行う各種団体が発信する情報を収集し、各組合を通じて生活衛生関係営業者に有意な情報を提供できるように努める。

ウ　利用者又は消費者からの苦情に関する相談指導

千葉県消費者センターなどの「消費者相談窓口」との情報共有に努め、消費者ニーズを的確に把握するなどして、利用者・消費者からの苦情処理を適切に行う。

（２）地区生活衛生営業相談指導事業

各同業組合とも連携して、経営特別相談員、中小企業診断士等による地区相談指導事業を行う。また、日常業務で生じた法的な事案などについて何時でも弁護士に相談できる窓口の設置を継続し、初回相談料を指導センターで負担して組合員の費用負担の軽減を図る。

（３）巡回相談指導事業

経営特別相談員及び経営指導員が各事業者を直接訪問し、融資をはじめ経営全般の相談指導を行う。

（４）相談支援連絡協議会事業

ア　経営指導員、経営特別相談員等の資質の向上を図るため、税理士、中小企業診断士等の専門家による研修会やセミナーを開催する。

イ　日本政策金融公庫の融資貸付制度の円滑な活用を図るため、公庫、各同業組合、指導センターによる会議を開催する。

（５）情報化整備事業

ア　「生活衛生業情報化システム」等の活用により、指導センター業務における、会計、庶務、その他諸事業における統計事務等の効率化を推進する。

イ　組合員を対象とするパソコン講習会を引き続き実施し、組合員の業務の中でのＩＴの積極的な利用を促す。

（６）後継者育成支援事業

生衛業の後継者育成支援対策として、有識者等で構成する協議会により、対策を検討し、また、組合が実施するインターンシップ事業等に対する支援を行う。

（７）健康・福祉対策推進事業

衛生水準の確保・向上を図るとともに感染症や食中毒の発生に対応できる体制を強化するため、生衛業事業者に対して情報提供等を行うとともに各同業組合が実施する活動を支援する。

また、地域社会との共存や福祉の増進などの社会的要請に応えるため各同業組合が実施する活動を支援し、生衛業の振興を図る。

（８）消費者コールセンター等事業

利用者又は消費者からの苦情処理を適切に行うとともにサービスの向上に資するため、情報交換会の開催などを通じて千葉県消費者センターとの連携強化を図る。また、消費者の多様なニーズを把握するため、組合と消費者団体との意見交換会の開催を支援するなどして、生衛業の振興に努める。

３　県単独補助事業（生活衛生営業振興対策事業）

県の補助を受け、消費者サービスの向上、衛生水準の確保、生活衛生関係営業全体の振興を目的として次の事業を行う。

ア　指導センターが組合振興のために実施する事業

イ　各同業組合が実施する各種研修会・講習会の開催、ＩＴ技術の活用によるＰＲ事業、福祉増進に資する事業等

４　クリーニング師研修等事業（全国センター受託事業）

全国センターからの受託事業として、引き続き、クリーニング師研修を６回、業務従事者講習を６回開催する。開催地については、千葉市、習志野市、柏市、東金市、木更津市、茂原市とする。受講人員は、研修・講習合わせて　３９０人（内２型通信８５人）を見込む。

また、全国センターでは、令和８年度から、研修・講習のデジタル化を進めることとしているため、全国センターと連携し、会場実施に加え、デジタル化の導入を進める。

5　その他の受託事業

引き続き、以下の事業について、全国センター、千葉県等から受託し、生衛関係営業の経営の健全化、衛生水準の確保向上等に資する研修、調査等の事業を実施する。なお、調査事業等については各生活衛生同業組合の協力を得て実施する。

（1）全国センターからの受託事業

ア　経営特別相談員研修会
イ　景気動向等調査
ウ　経営状況調査
エ　衛生水準の確保・向上事業
オ　受働喫煙防止対策事業
カ　経営支援対策事業（専門家派遣支援事業）

（2）千葉県からの受託事業

ア　日本政策金融公庫融資に係る知事推薦書交付事務
イ　一般公衆浴場経営実態調査

（3）その他、当センターの目的に資するため、全国センター、千葉県等から委託のあった事業を積極的に受託実施する。

6　標準営業約款登録事業

（1）登録事業

新規登録　3件、再登録　７５件を見込んでいる。

（2）標準営業約款審査委員会の開催

登録の審査、その他必要な事項を審議するため、委員７名で構成する審査委員会を年２回（７月、１月）開催する。

（3）広報事業

Ｓマークの一層の周知を図るため、各種の広報、啓発を行う。
ア　県、市町村、各種団体の機関紙等への掲載依頼
イ　ポスター、パンフレット、ポケットティッシュ、チラシ等の配布
ウ　組合行事及び各種イベントにおける啓発活動

7　広報活動の実施

指導センターホームページの充実に努め、「お知らせ」や「生活衛生ちば」のページを活用した広報活動を行う。
また、必要に応じ、市町村広報誌等を通じて広く県民に情報を発信する。